

6／15（水）の行事

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウィルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時

6月8日(水)14時00分

発表項目(行事名)	第51回北海道景観審議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
<b>概要</b>			第51回北海道景観審議会を次のとおり開催します。 傍聴を希望する方は、会議開催10分前までに会場にお越しください。
1 日時 令和4年(2022年)6月15日(水) 09:45~11:30 2 場所 かでる2・7 710会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目) 3 出席者 北海道景観審議会委員(別紙参照) 事務局 建設部まちづくり局都市計画課長ほか 4 内容(予定) 議事 ・道内市町村の景観行政団体への移行状況について ・庁内連携について ・屋外広告物条例に基づく事務処理の一部移譲について ・再生エネルギー発電施設と道の景観施策とのあり方について ・歴史的建造物と道の景観施策について 5 傍聴定員 10名(傍聴するに当たって、会議の開催中は写真撮影、録画 録音等はできません。) 6 連絡事項(別紙参照) 現在、会場では新型コロナウィルス感染症拡大の防止対策が実施され ており、マスクの着用など入館の条件等がございます。			
<b>参考</b>			○北海道景観審議会は「北海道景観条例」に基づき設置された知事の附属機 関です。 【添付資料】第10期北海道景観審議会委員名簿 ○道民活動センター新型コロナウィルス感染症拡大防止対策(抜粋)

報道(取材)に当た ってのお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当 (連絡先)	建設部まちづくり局都市計画課 課長補佐 平館 恵 TEL(ダイヤルイン)011-204-5563 内線29-802
-------------	---

第10期北海道景観審議会委員名簿

(令和2年(2020年)10月1日現在・敬称略)

職	氏 名	所 属 等
会長	小篠 隆生	北海道大学大学院工学研究院 准教授
副会長	愛甲 哲也	北海道大学大学院震学研究院 准教授
委員	秋山 敦子	公益社団法人 日本サインデザイン協会 北海道地区 会員
	大西 希	鶴雅リゾート株式会社 常務取締役
	梶原 一生	株式会社丸勝 専務取締役
	岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科 教授
	高橋 真美	一般社団法人 北海道建築士会 ヘリテージマネージャー特別委員会 委員
	中村 真実	雑貨Style
	西田 郁子	株式会社 ヒューマンタيد 代表取締役社長
	二宮 直輝	一般社団法人 網走市観光協会 専務理事
	長谷山 裕一	函館市教育委員会生涯学習部 文化財課長
	松田 裕子	後志フラワーマスター連絡協議会 会長

## 道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(抜粋)

### 3 入館の条件等

(1)次に該当する場合は、道民活動センターへの入館を認めない。

- ・マスクを着用していない者
- ・37.5度以上の発熱のある者

### 9 来館者に対する周知・広報

指定管理者は、感染防止対策として実施している次の事項を、ホームページ等により来館者に周知するものとする。

(1)マスクを着用していない者は、入館できること。

(2)37.5度以上の発熱のある者は、入館できること。

(3)次の症状に該当する場合、入館できない場合があること。

- ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
- ・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問履歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

(4)入館時に手洗いを徹底するほか、手指の消毒を行うこと。

(5)正面玄関に設置のサーモグラフィー装置で発熱が検出された来館者は、指定管理者が行う検温に協力しなければならないこと。

(6)大声を出さないこと、会話の抑制、咳エチケット

(7)「北海道ソーシャルディスタンシング」の取組みを実施すること。

(8)換気の励行

### 10 主催者に協力を求める具体的な対策

(3)来場者に関する感染防止対策

- ・主催者は、感染防止のため、来場者に対し、9に記載の事項を周知する。この場合、「指定管理者」を「主催者」に「来館者」を「来場者」に「入館できない場合があること。」を「入場させてはならない。」にそれぞれ読み替える。

### 11 感染拡大への防止対策

- ・指定管理者は従事者について、主催者は関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1か月間）保持するものとする。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するものとする。